

基本目標 『 人権尊重のまちづくりを進めよう 』

～すべての人々の人権が尊重され、誰もがこころ豊かに暮らせる地域づくり～

1 はじめに

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と宣言し、部落差別の撤廃と人間解放を求めて創立された「全国水平社」の誕生から、100年の節目であった昨年2022年は、本協議会として、宇陀市と連携しつつ、その意義を確かめあい、関連する活動や啓発に努めてきました。本年度は100年のその先へ、私たちの活動をさらに高めていくことが求められます。全国水平社の「綱領」には、「吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向かって突進す」と決意を述べ、部落差別の解消だけではなく、すべての人の人間性を取り戻す運動の推進を呼びかけています。差別に苦しむ部落の人びとが自ら声を上げ、差別のない社会を作り上げようとする水平社の理念は、日本で展開されてきた人権確立をめざす運動の原点であり、「世界人権宣言」やSDGs（持続可能な開発目標）の考え方とも重なります。また、その理念は、私たちの活動の拠り所として輝き、進むべき方向を示しています。こうした意義をふまえ、各種事業や活動に生かしていきたいと考えています。

また、人権教育に関わる全国規模の大会である第73回全国人権・同和教育研究大会が奈良県で開催された昨年は、全国水平社創立100年とともに、教職員の研究組織である奈良県人権教育研究会創立70周年、そして、本協議会の上部組織である奈良県人権教育推進協議会創立60周年という節目の年でもありました。この全国大会は、「新しい様式によるコンパクトで持続可能な大会」「70年におよぶ部落問題の解決を図る教育を振り返りつつ、リスペクト・多様性・寛容性をキーワードに、社会の変化や状況を鋭敏に捉え、20年後を展望できる人権教育・啓発の創造」との大会コンセプトにみられるように、新しい時代の人権教育を意識したものであり、今後の大会開催のあり方を示すモデルとなりました。多くの皆様に参加いただき、全国大会の雰囲気と学びを実感できたことは、今後の活動に活かせるものと感じています。

さて、コロナ禍は、これまで誹謗中傷やデマ、差別や偏見などの人権侵害をもたらすとともに、格差や貧困問題の深刻化など、暮らしに大きな影響を及ぼしました。現在は徐々に行動制限が緩和され、従前の活動ができるようになってきていますが、コロナ禍において知恵を出しつつ進めてきた取り組みを糧とし、感染症の拡大をめぐって起きた事象や変化を教訓として、今後の状況を見極めつつ、今年度の活動を進めていきたいと思います。

1948年12月10日、第3回国際連合総会で採択された「世界人権宣言」は、第2次世界大戦の深い反省に立ち、平和の実現のためには、人権の確立が不可欠であるという理念にもとづいて、すべての人びとや国が達成すべき人権についての基準を示しています。しかし、「宣言」採択後も世界では、戦争や紛争が繰り返されています。特に、ロシアによるウクライナへの軍事侵略が現在も続いています。多くのいのちと財産、そして帰るべきふるさとを奪っています。私たちは「戦争は最大の人権侵害」と認識し、平和の実現を願ってきました。戦争がもたらしている現実を直視し、人びとの苦しみに思いを寄せ、「いのちの尊厳」や「平和の実現」についてあらためて考えるとともに、自分には何ができるのかを探り合いたいと思います。

宇陀市人権教育推進協議会は、市内23地区組織と社会教育団体などの各種団体、行政機関など多くの組織で構成し、人権問題の解決を市民一人ひとりが推進し、人権のまちづくりをめざし、連携協力して取り組みを展開しています。本会は、2006年の宇陀市への合併に伴い、組織されましたが、1970年代初頭に発足した旧4町村の協議会組織を引き継ぐ形で、活動を

進めてきました。地域社会では各地区人推協・人推委が中心となって、学習の場を設定して、さまざまな手法で主体的に取り組まれています。加盟機関・団体においても組織の活動目的に応じた活動が展開されています。こうした活動の継続により、人びとの人権意識を高め、人権のまちづくりに向けた大切な役割を果たしています。

差別撤廃を願う多くの関係機関・組織や人びとの努力により、人権に関わる法整備の前進や人権問題の取り組みのすそ野を広げてきました。しかし、社会の複雑化につれ、解決すべき人権問題も新たな課題の出現など多様化し、差別の現実が依然根強く存在している現実をみても、私たちが目指す目的の達成には至っていません。

私たちは、人権侵害の現実や根強い差別意識の存在に目を向けていかなければなりません。差別や偏見はだれの心の中にもあるものです。だからこそ、人権教育の推進をとおして、人権問題は自分自身の問題としてとらえる意識を高め、人権感覚を一層磨くことが大切です。活動内容や手法を工夫しながら、今年度も「人権尊重のまちづくり」を進めましょう。

2 基本とする方向

(1) 部落問題を人権問題の重要な柱と位置づけ、あらゆる人権問題の解決をめざして取り組みを進めよう。

部落差別は、インターネット上の差別書き込みや地名リスト掲示、差別意識や偏見をあおる記事や写真、動画などの投稿、「全国部落調査」復刻版出版事件、結婚や不動産購入などからんだ役所への同和地区問い合わせ事象など、さまざまな形で現れています。地域社会では、くらしの中に誤った意識が潜んでいたり、ケガレ意識や忌避・排除の考えが現れたりしています。部落や部落出身者を忌避・排除しようとする意識や部落出身者とみなされたくないという意識が存在しています。

2018年に奈良県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、住宅を選ぶ際に同和地区への忌避意識があるとの回答が53.3%と半数以上を占めています。また、インターネット上の同和地区所在地情報の掲載を「人権侵害だと思う」という回答が半数に満たないという結果です。県は、「これまでの人権教育・啓発の取組が浸透してきたことがうかがえる一方で、同和地区や地区出身者、外国人、性的マイノリティに対する偏見や差別意識の存在を確認できた」と整理しています。

また、「全国部落調査」復刻版出版事件に対して注視していく必要があります。2021年9月に東京地裁より1審判決が出され、多くの課題を含むものの一定の勝訴となっています。

この事件は2016年2月に発覚。川崎市の出版社「示現社」は当初、出版物として「全国部落調査」復刻版をネットのサイトを使って売りに出そうとしましたが、差別図書との指摘で裁判所から出版禁止の決定を受けたことから、ネット上にその情報を拡散させました。その後、裁判所からネット削除の決定を受けていますが、一度ネット上に流れ出た差別情報は、加工されるなど、部落の所在地情報などとして拡散し続けています。また、ネット上には、所在地情報だけではなく、部落解放同盟の役員などの名前、住所、電話番号などの個人情報も流されています。部落の地名や所在地情報を不特定多数の者に流すことは明らかに部落差別です。部落解放同盟や役員らが「示現社」側に出版・公開の差し止めや損害賠償を求めて2016年4月の提訴から5年半にわたって裁判闘争が行われてきました。

判決の不十分さもあり、裁判は控訴され、第2審で継続することになりました。今後の裁判の動きを注視していきたいと思えます。

部落差別が「考え方や理解の違い」の問題ではなく、新たに法律を制定して解決に向けて取り組まなければならないほど、厳然と存在するということが国が明確に認め、部落差別のない社会の実現を目的とする「部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）」が2016年12月に施行され、6年あまりが経過しています。そして、各地で「法」の具体化を求め、

条例の制定や改正の取り組みが広がり、奈良県や宇陀市においても、同じ目的の条例が実現しています。差別のない社会の実現に向け、法的な方向性が示されたことの意義はきわめて大きいと言えます。

2016年には、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」「ハイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律）」も施行され、「部落差別解消推進法」と合わせて、「人権3法」として法整備がなされています。

また、2017年には、「義務教育確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）」が施行され、不登校の子ども支援や夜間中学への就学機会の充実などを国や自治体の責務として規定して、すべての人たちの教育保障を願っています。

さらに、2019年には、「アイヌ新法（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律）」が施行され、アイヌの人々の生活や文化などについて理解を深め、尊重することを通して、その誇りが尊重される社会の実現をめざしています。そのほかにも、個別の人権課題の解決をめざす法律が順次整備されつつあります。

ある国際人権法学者は、「法は人の行為を変え、行為は人の態度を変え、さらに心を変える」と述べています。法の持つ意義がこの言葉からもうかがえます。私たちは、関係法・条例の周知と理解を図りつつ、ていねいに学び合い、活動をとおして具体化していく取り組みを進めます。

部落問題の解決をめざす取り組みは、その経緯の中で、あらゆる人権問題についての理解、認識を深める役割を果たし、人びとの人権意識を高めてきました。身近な生活の中にその成果や課題が、どのようにあらわれているのかを検証するとともに、人権侵害が後を絶たない現実から、くらしを見つめ直すことが求められます。

差別撤廃の取り組みの中で継承されてきた原則である「差別の現実から深く学ぶ」という原点に立ち返り、人権尊重の文化を地域に創り出す努力を重ね、部落問題をはじめ、あらゆる人権問題解決のための道筋を明らかにして、粘り強く取り組んでいきましょう。

(2)「人権尊重のまちづくり」に向けて、実践を進めよう。

「人権のまちづくり」のためには、そこに暮らす人びとが、「ここに住んでいてよかった」と実感できる地域を築くことが大切であり、地域づくりを担う人づくりが求められます。それには、互いの人権が尊重されることが欠かせないものであり、くらしの中にこのことが、活かされなければなりません。

私たちの地域には、障がいのある人もない人も、高齢者や子どもなど、さまざまな人がいっしょに暮らしています。そして、だれもが「基本的人権」（人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利）を保障されているはずですが、実際には、数多くの人権侵害が後を絶ちません。私たちは、そうした現実の問題意識をもち、解決のための活動を今後も粘り強く重ねていかなければなりません。

市町村人権・同和問題「啓発連協」は毎年、奈良県内の「差別事象調査」を実施しています。このたびの報告書によると、2022年の差別事象惹起件数は、事象の分類では全体で506件と集計されています。内容別では、部落差別178件、障がい者差別8件、外国人差別4件、DV28件、児童虐待173件、高齢者虐待83件、障がい者虐待15件、新型コロナウイルス感染症関連12件、その他5件となっています。部落差別178件のうち、インターネットへの書き込みやメールが169件（94.9%）を占めています。

部落差別については、依然として役所への同和地区問い合わせが起きていて、根強い差別意識がうかがえます。インターネット上には、奈良県内の同和地区を特定して、差別意識や偏見をあおる記事や写真、動画が多数投稿されています。これらは差別意識を拡散するものとして見過ごすことはできません。

虐待の件数も依然高い状況にあります。人権侵害の事象が、依然厳存していることから、すべての人々の人権が尊重される社会の実現に向け、一層の取り組みが必要です。

あわせて、2015年9月に加盟193カ国の全会一致によって、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）をくらしの中で前進させていきたいものです。SDGsは、国連のすべての加盟国が2030年までに、貧困や飢餓、質の高い教育やジェンダー平等、人や国家間の不平等をなくすことなど、17の目標を定めてその達成を目指しています。「地球上の誰一人として取り残さない」という合言葉のもと、地球と人類の未来を託し、世界中で取り組まれています。SDGsの理念を学び合うとともに、その前進のために日々のくらしで私たちが実践できることに関心を向け、行動化に努めましょう。

宇陀市では、高齢者の割合が増加し、一人暮らしの方も増えています。介護や認知症の現実、それぞれの家庭の課題だけではなく、地域社会の問題でもあります。当事者や家族に対し、日々の声かけや私たちができることを持ち寄りながら、行政や関係機関などとも連携して、安全で安心してくらしにいけるように、人と人が温かくつながる「絆」が実感できる地域社会を紡いでいくことが何よりも必要になっています。

また近年、自然災害が頻発していますが、防災にかかわる備えや避難訓練を実施するなど、ていねいに活動を進めている地域があります。障がいのある方や一人暮らしの高齢者など災害弱者といわれる人たちへの災害時の対応も話し合われています。こうした「防災」にかかわる取り組みは、「住んでよかった」といえるまちづくりのひとつのヒントとなるのではないのでしょうか。

先達の努力により生み出してきた人推協組織は、各地に網の目のように位置づき、人権尊重の人づくり、地域づくりに大切な役割を果たしています。「継続は力なり」と言われますが、各地域における様々な人権に関する取り組みや学習などの推進や積み重ねは、人推協組織が位置づいているからこそ実現できているととらえることができます。人推協組織の果たしてきた役割を再確認し、コロナ禍を経て、活動推進への熱い思いが衰退していることがないか、今一度振り返りたいものです。

各地域の現状をふまえ、互いの顔が見える「絆づくり」「人権尊重のまちづくり」に向けて、近所や地域、職場で協力・連携し、地域に密着した事業や活動を、また、地域の住民自身が主体となる取り組みを知恵と工夫を駆使しつつ一層充実させていきましょう。

3 具体的な活動

(1) 各地区人推協・人推委員会活動の一層の推進を図る。

① これまでの成果と課題を確かめあい、目的を共有し、地区単位で、自治会や地域団体、自主的な活動グループなどと連携して、誰もが住みやすい地域づくりを進める。

② 部落問題の解決をめざす取り組みが、一人ひとりの課題となっているか、今一度振り返り、話し合いを重ね、生活課題をふまえ学習内容や手法などを工夫して進める。

③ 活動の主体となる住民の課題意識を高め、自主的・主体的な取り組みを推進する。

(2) 加盟機関・団体における人権教育の推進を支え、市人推協活動を拡大させる。

(3) 市人権啓発活動推進本部、市人権教育研究会、市社会福祉協議会、NPO団体などと連携・協力を図り、人権教育を進め、互いに支え合い、ふれあう活動を進める。

(4) 各種研修、集会、学習会等への参加とともに、人権イベント、学校・地域事業などと連携・協力を図りながら、その取り組みを広げ、深め、そして今後の活動につなげる。

(5) 市人権セミナーを共催し、地域リーダーの育成と人権意識の高揚を図る。

(6) 感染防止対策を講じ、生命と健康を守ることを大切にしつつ、内容や手法などに創意と工夫を加えて活動を進める。

